

## 9-5 企業倫理・企業行動規範に関する教育・研修を実施、充実する。

### 《基本的心構え・姿勢》

教育・研修の機会を繰り返し提供することは、企業倫理を確立するうえで極めて重要であり、継続的に取り組む。事業内容や役職に応じてプログラムの内容を精査し、全員参加型の仕組みを作る。

### 《具体的アクション・プランの例》

- (1) 役員を対象とした企業倫理研修を実施する。
  - ①経営トップを含めた研修会とし、定期的を実施する。
  - ②社外の講師を積極的に活用し、外部の視点、グローバルな視点から企業倫理を考える場とする。
- (2) 従業員を対象とした企業倫理、企業行動規範に関する教育、研修会を実施する。
  - ①定期的を実施する。
  - ②行動憲章の趣旨の徹底、他企業の事例分析等を研修内容とする。
  - ③プログラムの例は以下のとおり。
    - (イ) 企業倫理についてのディスカッション
    - (ロ) 地域行事、ボランティア活動への参加
    - (ハ) 従業員による行動規範遵守への決意表明
- (3) 新たに管理職に任命された従業員を対象とした企業倫理に関する研修を実施する。その際には、行動規範を自ら遵守することに加えて、部下の倫理性を高める指導に役立つ研修内容とする。
- (4) 企業倫理、企業行動規範に関する社外セミナーへの社員の参加を奨励する。
- (5) 関係部門を中心に、コンプライアンス（法令遵守）のための個別分野マニュアル（独禁法遵守、企業秘密の保護、環境保護等）を整備し、その説明会・研修を定期的を実施する。
- (6) 関係会社、取引先における企業倫理研修をサポートする。